

ふるさと選手制度事務手続の流れ

1. (様式1) 及び (登録選手一覧) の作成及び提出方法

	初めてふるさと登録をする競技者 (新規)	2年目以降もふるさと登録をする競技者 (継続)
	<p>①ふるさと選手制度を利用する競技者に「ふるさと登録届(様式1)」を配布する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②ふるさと選手制度を利用する競技者は(様式1)に<u>必要事項を記入し</u>、国スポ予選前までに当該競技団体へ届け出る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③当該競技団体は、(様式1)の内容を点検・確認し、<u>国スポ大会参加申込システム(web)上で新規登録を行う。</u></p>	<p>①2年目以降もふるさと選手制度を利用する競技者については、<u>趣旨及び留意事項を説明し、本人の意思を確認する。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②2年目以降もふるさと選手制度を利用する競技者は、<u>趣旨及び留意事項を確認し、自分の意思を当該競技団体へ連絡する。</u></p> <p style="text-align: center;">(様式1は必要ありません)</p>

(※様式1は県スポーツ協会HPの「各種様式ダウンロード」からダウンロードする)

2. 提出物及び締切日

	ブロック大会がある競技団体 (ブロック大会が1種別でもある場合)	ブロック大会がない競技団体
提出物	①様式1(原本)	①様式1(原本)
締切日	<u>ブロック大会参加申込締切日までに提出</u>	<u>国スポ候補者名簿締切日までに提出</u>

※別紙 関ブロ・国スポ参加提出書類提出期限参照のこと

3. ふるさと選手制度使用に係る留意事項

1. 『ふるさと』とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
2. 『ふるさと選手制度』を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により『ふるさと』を登録しなければならない。なお、一度登録した『ふるさと』は変更できないものとする。
3. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
4. 『ふるさと』から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

※ふるさと登録は県予選出場者から対象となる為、該当者がいる場合には、第80回国スポ関東ブロックの参加申込システム（web）が公開され次第、早めに入力手続きをお願い致します。